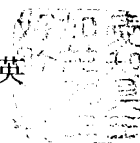


行政文書不開示決定通知書

16三令高第579号  
平成16年5月25日

榊原悟志様

三好町長 久野知英



平成16年5月12日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、三好町情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。 ①審判の請求手続等の詳細(被後見人等対象者の決定基準等を含む)を定めた要綱、内規等。 ②審判請求及び成年後見制度活用に係る平成15年度及び平成16年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書 ③平成12年度から平成15年度の各年度ごとの、審判請求実績(件数及び費用)を記した文書。
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	三好町情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関が保有するものに該当しないため。 (当該開示請求に係る行政文書は、開示請求内容に係る行政文書を作成又は取得した事実がないため。)
担当課等	高齢福祉課 電話 0561-32-2111 内線 271

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三好町長に対して異議申立てをすることができます。